

## 転学部に関する取扱要項

(平成16年4月1日制定)  
〔令和4年3月14日最終改正〕

(趣旨)

- 1 この要項は、学則（平成16年島大学則第2号）第16条第4項の規定により、本学学生が他の学部に転学部を希望するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(転学部の取扱い)

- 2 転学部を希望する者は、希望する学部、学科（課程）等を記載した転学部希望願（別紙様式第1号）により、在籍する学部長に11月末日までに申し出るものとする。在籍学部は該当の学部はその旨照会し、該当の学部にあつては、教育に支障のない場合に限り、転学部を認めることがある。

(出願手続)

- 3 本学学生が他の学部に転学部を希望するときは、1月20日までに次の各号に掲げる書類を添え、在籍する学部長を経て学長へ提出するものとする。

- 一 転学部願（別紙様式第2号）
- 二 成績証明書
- 三 その他、該当する学部が必要とする書類

(選考及び許可)

- 4 希望する学部の教授会の議を経て、学長が許可する。

(通知)

- 5 学長は、転学部の可否について、当該学生に対して別紙様式第3号又は別紙様式第4号により通知するものとする。

(準用)

- 6 転学部に関しては、この取扱要項に定めるもののほか、学部で定める諸規則等を準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（令和元年5月31日一部改正）

この要項は、令和元年5月31日から実施し、令和元年5月1日から適用する。

附 則（令和元年9月30日一部改正）

この要項は、令和元年9月30日から実施し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和3年3月8日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月14日一部改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

別紙様式第1号

令和 年 月 日

学部長 殿

学部 学科 (課程)

学生番号  
氏 名

転 学 部 希 望 願

下記理由により転学部を希望しますので、許可くださるようお願いします。

記

転学部を希望する学部  
学部

学科 (課程)

理由 (具体的に記入すること。)

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙様式第2号

令和 年 月 日

島根大学長 殿

学部 学科 (課程)

学生番号  
氏 名

印

保護者等

氏 名

印

転 学 部 願

下記理由により転学部を希望しますので、許可くださるよう保護者等連署をもってお願いします。

記

転学部を希望する学部  
学部

学科 (課程)

理由 (具体的に記入すること。)

備考 用紙は、日本産業規格A4判とする。

別紙様式第3号

令和 年 月 日

学部 学科 (課程) 学生番号

殿

島根大学長 印

転学部許可書

令和 年 月 日付けで願い出があった, 下記学部への転学部を許可します。

記

学部 学科 (課程) 年次 新学生番号 番

転学部の始期 令和 年 月

備考 用紙は, 日本産業規格A4判とする。

別紙様式第4号

令和 年 月 日

学部 学科 (課程)

学生番号

殿

島根大学長 印

転学部不許可通知書

令和 年 月 日付けで願い出があった, 下記学部への転学部については, 不許可と決定したので通知します。

記

学部 学科 (課程)

備考 用紙は, 日本産業規格A4判とする。